

随意契約理由書

件名	沈砂池スクリーンかす破砕機補修
契約の相手方	住友重機械エンバイロメント株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第2項に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本補修の対象となる破砕機は、汚水中のし渣が汚水処理に支障しないよう自動除塵機で掻き揚げてこれを細断するもので、細断されたし渣は後続の設備で洗浄・脱水後、場外搬出される。し渣の細断が不十分な場合、洗浄が不十分になるばかりでなく、洗浄装置に詰まる、脱水機に絡み付くといった不具合が発生し、し渣の処理全体に支障が生じる。</p> <p>本改修は、長期間の運転により摩耗したカッター刃等を交換して当初の処理性能を回復するもので、請負人は、カッター刃等の専用部品の製造技術を有していることに加え、破砕機として安定した機能を発揮させるため総合的な調整・整備のノウハウを有している必要がある。</p> <p>上の条件を満たすのは、当該機器の製造会社である上記請負人のみである。以上の理由により、上記請負人との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター 西神施設課施設係 (電話078-927-5078)